

秋田県告示第533号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年10月9日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 起業者の名称

大仙市

2 事業の種類

道の駅かみおか再整備事業

3 起業地

（1）収用の部分 大仙市北檜岡字船戸地内

（2）使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

（1）法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大仙市北檜岡字船戸地内を起業地とする道の駅かみおか再整備事業（以下「本件事業」という。）である。

道の駅かみおかは、国道13号沿いに平成8年に開駅し、以来、道路利用者の休憩場所や地域の情報発信拠点として、また、大仙市地域防災計画において指定緊急避難場所に指定されるなど、重要な役割を担ってきた。

本件事業は、大仙市が道の駅かみおかの敷地に隣接する土地を取得して造成し、施設の全面的な建て替えと規模拡大を図り、防災拠点及び地域振興施設として一体的に再整備するものであり、地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業であることから、法第3条第32号に掲げる事業に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

（2）法第20条第2号の要件への適合性

大仙市は、第3次大仙市総合計画や大仙市地域防災計画において道の駅かみおかを重要な拠点として位置付けており、さらに「道の駅かみおか再整備事業基本計画」を策定し、本件事業の整備方針等を定めている。

また、大仙市は、令和8年度一般会計予算において本件事業に係る経費の予算措置を講じており、今後の事業進捗等に応じて適切かつ確実に財源措置を講じる予定であることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

（3）法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

道の駅かみおかは、大仙市地域防災計画において指定緊急避難場所に指定され、令和3年には国の「防災拠点自動車駐車場」の指定を受けているが、現状では有事の避難スペースとして機能不足等の課題がある。本件事業により、無停電設備や防災用水栓、防災倉庫等を整備し、災害時の車中避難や一時避難場所としての機能を抜本的に強化することができる。

また、平常時においても、通路の狭隘さによるバリアフリー未対応や、ピーク時の駐車場不足等の致命的な問題が指摘されている。本件事業により、前面道路である国道13号からの適正な距離を確保して安全性を高めるとともに、インクルーシブな空間形成と機能配置の抜本的見直しが行われ、利便性や快適性が向上し、市の観光振興と地方創生に大きく寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である。

また、本件事業の施行区域内において希少な野生動植物の生息及び植生は確認されておらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財の試掘調査においても遺構・遺物は確認されていない。加えて、秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）の指定区域ではない。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で埋蔵文化財が確認された場合や重要な野生動植物の種が確認された場合は、必要に応じ関係機関の指示や専門家の指導助言等を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。さらに、工事にあたっては、事前に近隣住民等に作業内容の十分な説明を行うとともに、環境対応型建設機械等を使用するなどできる限りの対策を講じ、周辺の環境や交通の安全に配慮して施工

することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の面積は、駅舎の建て替え及び駐車場の拡張等を遂行し、防災拠点及び地域振興施設としての機能を確実に発揮させるために、必要最小限の面積が算定されており、適正と認められる。

起業地の決定にあたっては、既存敷地周辺の複数の候補地について、集客性、安全性、施工性及び事業費の観点から比較検討を行い、最も優れた事業計画案が選定されている。よって、本件事業の事業計画は合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

道の駅かみおかは、施設の老朽化に加え、ピーク時の駐車場不足やバリアフリー未対応、防災機能の不足といった課題が利用者や従業員から指摘されている。これらの課題を解決し、市民と道路利用者の命を守る強靱な防災拠点への再生が強く求められていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、新駅舎の建築や駐車場の整備等、本施設に求められる機能を確保するために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

秋田県大仙市役所大曲庁舎